

## 訪問介護でできること・できないこと

介護保険の訪問介護サービスは、要介護状態になった方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスの提供をおこなうことを目的としています。

よって、①直接利用者本人の援助に該当しないサービス

②日常生活の範囲を超えるサービス

③生きがい（趣味・嗜好）に関するサービス

④商品の販売等生業の援助的なサービス

⑤利用者の不在中に行うサービス

等は対象にはなりません。

※利用者から訪問介護対象外のサービスを求められた場合は、

①介護保険の対象とはならない旨を説明する

②事業所に連絡し、代わりに対応できるサービスがあるか確認してもらう

③納得いただけない場合は、サービス提供責任者より説明してもらう

介護保険の対象となるサービス	介護保険の対象と <u>ならない</u> サービス
<b>身体介護又は生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う「サービス準備・記録」行為</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>●健康チェック（利用者の安否確認 顔色・発汗・体温等のチェック）</li><li>●環境整備（換気、室温調整、 ベッド周りの簡単な整頓等）</li><li>●サービス提供後の記録等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●左の行為を単独で行う場合</li></ul>

介護保険の対象となるサービス

介護保険の対象とならないサービス

身体介護

- 排泄の介助
  - ・声かけ→環境整備・物品準備→脱衣・排便→後始末→ヘルパー自身の清潔動作まで含む一連の行為
- 食事介助（一連の行為）
  - ・特段の専門的配慮をもって行う調理を含む
- ※医師の具体的な指示に基づく腎臓病食、糖尿病食、嚥下困難者のための流動食等
- 清拭・入浴・身体整容
  - ・電気シェーバーによる髭剃り
- 体位変換・移動・移乗介助
- 起床及び就寝介助
- 外出介助
  - ・病院への往復（自宅⇔病院）
  - ・院内での移動、排泄等の介助
- ※院内の移動等の介助は基本的に院内スタッフにより対応されるべきであるが、特段の理由がある場合は経緯等を記録のうえで、院内の他科への移動、トイレ介助等が対象となることがある。
- ・通院介助後の買い物介助（自宅→病院→買物→自宅）
- ・マッサージ、鍼灸院（医療保険の適用される場合のみ）

- 医行為（ 8ページ参照）
  - ・散髪
  - ・カミソリによる髭剃り（T字剃刀は除く）
- 以下の外出介助
  - ・事業者の車やヘルパーの自家用車等に利用者を同乗させて外出すること
- ※有償移送に係る免許・許可・登録（介護タクシー）を受けている場合を除く
- ・乗り物内や院内で単に横に座っているだけの時間（単なる付き添い）
- ・転院の付き添い（病院⇔病院）
- ・入院患者の外泊中の介護

## 介護保険の対象となるサービス

- 銭湯へ行く時の介助（一定の条件を満たす場合のみ）
- 補聴器・老眼鏡の購入・修理（医師処方の場合のみ）
- 選挙の投票所への付き添い
- 役所や銀行等での手続きの付き添い（日常生活に必要な範囲）
- 介護保険施設等の見学のための外出付き添い
- 「自立生活支援のための見守りの援助」として位置付けられる散歩
- 服薬介助・服薬確認
- 服薬のための水の用意、シートからの取り出し、服薬確認
- 安全を確保した上での自立生活支援のための見守りの援助
- 利用者と一緒にを行う調理
- 入浴、更衣、起床・就寝の見守り、声かけ
- 移動時、転倒しないように側について歩く
- 認知症高齢者と一緒に行う整理

## 介護保険の対象とならないサービス

- 理美容院への付き添い
- 盆踊りなどの地域行事への参加
- 結婚式や法事のための外出、墓参り
- 友人宅やお見舞いへの付き添い
- カラオケ、パチンコ、演劇等の趣味・娯楽の付き添い
- 単なる散歩
- リハビリとしての外出や歩行訓練（訪問リハ・訪問看護で行う）
- 服薬管理
- 袋から1回分を取り出してセットする行為等
- 単なる見守り

介護保険の対象となるサービス

介護保険の対象とならないサービス

生活 援 助

- 掃除、ゴミ出し  
日常生活における通常の範囲内の掃除・ゴミ出し
- 洗濯
- 布団干し、ベットメイキング
- 衣類の整理・被服の補修
- 食事の準備・調理・後片付け  
・医師の指示に基づかない減塩食やきざみ食の調理を含む
- 買い物  
・生活圏内で買える日用品や食料品
- 住民票の受け取り（他に手段がない場合）
- 薬の受け取り

- 利用者以外(家族等)にかかる洗濯、調理、買い物、布団干し
- 以下の掃除・ゴミ出し
  - ・大掃除
  - ・本人留守中の掃除等
  - ・自家用車の洗車・清掃
  - ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 正月や節句等の特別な手間をかけて行う調理
- 以下の買い物
  - ・嗜好品（酒類等）
  - ・生活圏外まで出かる必要のある、特定の買い物
  - ・お中元やお歳暮等の贈答品
- 来客対応（お茶・食事の手配等）
- 単なる話し相手
- ペットの世話
- 草むしりや、花木の水やり等の園芸
- 引っ越しの荷造り

## 医行為

医政発第0726005号 平成17年7月26日付 厚生労働省医政局長通知に基づいて実施します。

- ①「医行為」として禁じられていることを把握し、利用者や家族への周知を徹底します。
- ②「医行為ではないと考えられる行為」を実施する場合には、ケアプランに明記してあることを確認し、訪問介護計画書に位置付けたうえで行います。
- ③実施にあたっては、研修の徹底を行います。

### ＝原則として医行為ではないと考えられる行為＝

- 1、体温測定
- 2、自動血圧測定器による血圧測定
- 3、パルスオキシメーターの装着
- 4、軽い切り傷・すり傷・やけどの処置（汚物で汚れたガーゼ交換を含む）
- 5、容態が安定し、医師などの経過観察の必要もなく使用方法などに専門的配慮が不必要という条件を満たす場合に医師等の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること
  - ・軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）
  - ・湿布の貼付
  - ・目薬の点眼
  - ・一包化された内用薬の内服介助
  - ・肛門からの座薬の挿入
  - ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧

＝原則として医行為の規制の対象とする必要がない行為＝

- 1、爪に異常がない場合の爪切りや爪の手入れ
- 2、歯ブラシや綿棒による、歯・口腔粘膜・舌の汚れの除去
- 3、耳垢の除去
- 4、ストマ装具のパウチにたまった排泄物の除去（肌に接着したパウチの取り換えを除く）
- 5、自己導尿を補助するためのカテーテルの準備や体位の保持
- 6、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器による浣腸

平成24年4月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）においては、一定の条件の下で「たんの吸引等」の医療行為を実施できることになりました。

＜対象となる医療行為＞

○たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

○経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

＜誰が行うのか＞

たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所の

○介護福祉士 ※平成27年度以降国家試験合格者

○介護職員等で一定の研修を修了した方